

勧誘受諾意思の確認 義務等の政省令 < 確定版 >

制度調査部
金本 悠希

金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令 < 確定版 > 7

【要約】

勧誘受諾意思の確認義務・再勧誘の禁止の対象となる金融商品取引契約は、いずれも通貨等に関する金融先物取引である。

不招請勧誘の禁止の場合と異なり、通貨等に関する店頭金融先物取引に限定されていない。

再勧誘の禁止とは別に、再勧誘ではなくても、顧客があらかじめ通貨等に関する金融先物取引を締結しない旨の意思を表示した場合も、契約締結の勧誘が禁止される。

(注) 本稿は、政省令案段階で作成した、拙稿「勧誘受諾意思の確認義務等の政省令案」(2007年6月21日付 DIR 制度調査部情報)の確定版である。

1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法(以下、金商法)に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。金商法は2007年9月30日より施行されている。

金商法の中で、一定の金融商品取引契約は勧誘受諾意思の確認義務・再勧誘の禁止が規定されている。しかし、それらの対象となる金融商品取引契約の指定は政令にゆだねられていた。

2007年8月3日から8月15日にかけて、金融商品取引法制に関する政令・内閣府令等が公布された。そのなかで、勧誘受諾意思の確認義務・再勧誘の禁止に関する政省令も公布されており、本稿ではそれについて扱う。

2. 勧誘受諾意思の確認義務

金商法では、金融商品取引業者等には、勧誘前に顧客に勧誘を受けるかどうかを確認する義務(勧誘受諾意思の確認義務)が課せられている。

条文上は、一定の金融商品取引契約について、契約の「締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為」が禁止行為として規定されている(金商法38条4号)。



この勧誘受諾意思の確認義務が適用されるのは、金商法では以下のものに限られている。

当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるもの

金融商品取引法施行令（以下、金商法施行令）では、この「政令で定めるもの」として**通貨等に関する金融先物取引**が指定されている（金商法施行令 16 条の 4 第 2 項）。不招請勧誘の禁止の場合と異なり、（通貨等に関する）店頭金融先物取引に限定されていない（金商法施行令 16 条の 4 第 1 項）。

条文上は、以下のように規定されている。

以下の店頭デリバティブ取引、及びその媒介、取次ぎ¹、代理

- a. 通貨等の先渡取引(1)
- b. 通貨の価格等を金融指標とする先渡取引(2)
- c. 通貨の売買等に関するオプション取引(3)

以下の市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、代理、又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ、代理

- a. 通貨等の先物取引(4)
- b. 通貨の価格等を金融指標とする先物取引(5)
- c. 通貨の売買等に関するオプション取引(6)

外国市場デリバティブ取引のうち、 の取引と類似の取引の媒介、取次ぎ、代理、又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ、代理

(1) 売買の当事者が、将来の一定の時期において通貨等²及びその対価の授受を約する売買で、当該売買の目的となっている通貨等の売戻し・買戻し、又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは、差金の授受によって決済できる取引。

(2) 当事者があらかじめ、以下のものを金融指標として、約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引、又はこれに類似する取引。

- イ. 通貨等の価格もしくは預金契約に基づく債権等を表示する証券等（政令指定³）の利率等⁴
- ロ. イに基づいて算出した数値

(3) 当事者の一方の意思表示により、当事者間において以下の取引を成立させることができる権利を、相手方が当

¹ 有価証券等清算取次ぎを除く。

² 通貨以外は、外為法に規定する支払い手段、証券、債権が指定（ただし、金商法上の有価証券は除外）されている（金商法施行令 1 条の 17）。

³ 外為法に規定する支払い手段、証券、債権が指定（ただし、金商法上の有価証券は除外）されている（金商法施行令 1 条の 17）。

⁴ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下、定義府令）で、金融商品に係る収益その他これに準ずるものの配当率及び割引の方法により発行された金融商品の割引率とされている（定義府令 19 条）。

事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引、又はこれに類似する取引。

イ.通貨等の売買（ a を除く）

ロ. a、 b の取引

(4) 売買の当事者が、将来の一定の時期において通貨等及びその対価の授受を約する売買で、当該売買の目的となっている通貨等の転売・買戻しをしたときは、差金の授受によって決済できる取引。

(5) 当事者があらかじめ、以下のものを金融指標として、約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引。

イ. 通貨等の価格もしくは預金契約に基づく債権等を表示する証券等（政令指定⁵）の利率等

ロ. イに基づいて算出した数値

(6) 当事者の一方の意思表示により、当事者間において以下の取引を成立させることができる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引。

イ.通貨等の売買（ a を除く）

ロ. a、 b の取引（ b に準ずる取引で、金融商品取引所の定めるものを含む）

金商法で、「投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるもの」に関しては勧誘受諾意思の確認義務の適用が除外されている（金商法 38 条本文但書き）。

しかし、この「内閣府令で定めるもの」は、内閣府令では指定がなされていない。よって、勧誘受諾意思の確認義務が免除される通貨等に関する金融先物取引はない。

3 . 再勧誘の禁止

金商法では、金融商品取引業者等には、顧客が契約を締結しないという意思表示したにもかかわらず、勧誘を継続することが禁止されている（再勧誘の禁止）。

条文上は、一定の金融商品取引契約について、契約の「締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為」が禁止行為として規定されている（金商法 38 条 5 号）。

この再勧誘の禁止が適用されるのは、金商法では以下のものに限られている。

当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるもの

この「政令で定めるもの」として、通貨等に関する金融先物取引が指定されている（金商法施行令

⁵ 注 3 参照。

16 条の 4 第 2 項)。具体的に対象となる取引の範囲は (1) と同様である。

金商法で、「投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるもの」に関しては適用が除外されている (金商法 38 条本文但書き)。

しかし、この「内閣府令で定めるもの」は、金商業等府令では指定がなされていない。よって、再勧誘の禁止が免除される通貨等に関する金融先物取引はない。

再勧誘の禁止とは別に、再勧誘の禁止の対象となる金融商品取引契約に関して、以下の行為が禁止されている (金商業等府令 117 条 1 項 9 号)。

契約の締結につき、顧客⁶があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思 (当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。) を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

再勧誘の禁止は勧誘が行われた後に顧客が契約を締結しないという意思を表示する場合であるのに対して、これは、勧誘が行われる前から、あらかじめ顧客が契約を締結しないという意思を表示している場合の禁止規定である。

⁶ 特定投資家を除く。ただし、そもそも再勧誘の禁止は、特定投資家が顧客である場合には適用されない (金商法 45 条 1 号)。